

令和7年11月14日
建設委員会行政報告資料

令和7年（ワ）第3113号土地明け渡し等請求事件への対応について

1 事件番号等

- (1) 事件番号 令和7年（ワ）第3113号
(2) 事件名 土地明け渡し等請求事件
(3) 提訴年月日 令和7年9月12日
(4) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
(5) 原告 吉祥寺本町4丁目に所在する土地（以下「本件土地」という。）の所有者
(6) 被告 武蔵野市
(7) 文書收受日 令和7年9月24日（市が、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状を收受）

2 事案（訴状）の概要

本件は、原告が、市に対し、原告が所有する本件土地について、市が権原なく市道の一部として使用しているとして、主位的には所有権に基づく返還請求として、本件土地の明け渡し及び賃料相当損害金の支払を、予備的には明け渡しに代えて、本件土地の時価相当額の損害賠償として46,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、令和7年9月12日、東京地方裁判所立川支部に訴えを提起した事案である。

3 市の対応

市の正当性を主張するため、応訴することとし、答弁書を提出した。